

若手研究活動補助執行要領

〔平成 29 年 1 月 9 日〕
「むら研究会」基金管理委員会申合せ

(趣旨)

第 1 日本村落研究学会（以下「学会」という。）における「むら研究会」基金（以下「基金」という。）特別会計による若手研究活動補助は、若手研究者の研究環境の充実を図るために、この要領に基づき配分するものとする。

(定義)

第 2 この要領において「若手研究活動補助」とは、学会における「むら研究会」基金のうち、学会総会の決議に基づき執行される当該会計年度予算科目をいう。

2 この要領において「若手研究者」とは、次に掲げる事項に該当する者をいう。

(1) 学会の院生会員。

(2) 学会の正会員でかつ、常勤職に就いておらずかつ、次に掲げる事項に該当する者。

①直近の学会全国大会の後 1 年以内に、学会全国大会で発表もしくは学会発刊物へ論文を投稿する予定の者。

②直近の学会全国大会の過去 3 年以内に、学会全国大会で発表もしくは学会発刊物へ論文を投稿した者。

(配分対象)

第 3 若手研究活動補助は、当該予算が決議される学会総会議の翌日から翌会計年度の学会全国大会までに実行される研究活動として申請された経費を補助するものとする。

2 配分の対象となる経費は、次に掲げる事項とする。

(1) 若手研究者の学会に係る研究会合参加に要する経費

(主な項目)

- ・学会全国大会の参加旅費の補助
- ・学会地区研究会等の参加旅費の補助 など

(2) 若手研究者から申請があり、かつ基金管理委員会が特に必要と判断した経費。

(執行)

第 4 若手研究活動補助の配分は、別に用意する細則に基づき、基金管理委員会がこれを執行するものとする。

(改廃)

第5 この要領の改廃は、基金管理委員会が行い、学会理事会に報告する。